



藁半紙に謄写版刷りの「告諭」

1. 終戦処理

三 戦後混乱期の三輪（昭和20年～29年）

八月十四日、連合国に対してポツダム宣言を受諾し、終戦に関する詔書が出されました。翌十五日正午に昭和天皇の玉音放送があり、国民は初めて日本が無条件降伏をしたことを知りました。

終戦で知 三輪区有文書に、敗戦を県民に告げる兵庫県知事の「告諭」が事告諭 あります。藁半紙に謄写版刷りの粗末なもので、知事の公印もないので、町役場で複製したものでしょうか。日付は詔書と同じ十四日になっています。その一部を紹介すると

「県民各位ニ告ク」「本日畏クモ講和二関スル大詔渙発セラレ、現下ノ難局ニ処シ、国民ノ嚮フベキ方途ヲ昭示セラル」 「願ミルニ征戦四年、帝国ヲ自在ト東亜ノ安定ノ為メ一億国民ハ総力ヲ尽シテ勇戦敢闘セルモ、戦局必ズシモ好転セズ、遂ニ今日ニ到ル」「戒ムベキハ輕率妄動ニ在リ、努ムベキハ協心戮力ニ在リ」 「県民諸子相携ヘ相勵マシ」「冷静、沈着時局ノ收拾ニ努メ、

以テ信義ヲ世界ニ失フコト無ク「戦後ノ復興ニ渾身ノ努力ヲ傾倒シ」食糧ノ増産ト物資ノ生産ニ精勵シ、配給ノ適正ニ力ヲ致シ、県民生活ノ安定ト国運ノ興隆ニ奇与シ、以テ聖慮ニ副ヒ奉ラムコトヲ「右告諭ス」 昭和二十年八月十四日 兵庫県知事 持永義夫

終戦前日に一報が入り、あわただしく作成したものでしょうか。また、いつ区民に回覧されたかは不明です。

三輪神社では翌月二十八日に大祭の例に習い「戦争終息報告祭」を執行しています。

進駐軍について 八月二十八日に連合軍の先遣隊が厚木飛行場に到着しました。

町の注意事項 町役場から「連合軍の第一次内地進駐が決定したので、区内の防空壕の埋め戻し、道路の補修、清掃に努めるように」という連絡が届いています。また進駐軍に対する注意事項の呼びかけもありました。それによると、

▽進駐の町内会、隣保では特別の自警方法を作り、警戒や連絡、応援態勢を確立する

▽家屋の戸締まりを厳重にし、注意すること

▽進駐兵は土産物や記念品をほしがる模様であるから、貴重品は目に触れないようにしておくこと

▽婦女は相手方の誤解を引き起こさないよう極力自粛し、一人歩きや夜間は外出しないこと。服装や化粧は心して質実堅固にしてモンベの着用は必ず継続励行する

▽万一進駐兵の暴行や略奪に遭遇したときや特に婦女女子に対する暴行の場合は、強く反発し、直ちに大声を上げて近隣の応援を求め、自衛に当たること

▽進駐兵の暴行略奪が発覚した場合には、軍律により厳重処罰される模様であるから、必ず証拠を掴んでおくこと

▽進駐軍の噂については、とかく針小尾大に伝えられ、事実無根な流言が行われやすいから、噂については十分冷静にことの真否を判断することが肝要である

▽進駐地を遠く離れるほどこの傾向が強いから注意

▽進駐軍の自動車は超スピードで走る習慣があり、車道で事故が起きた場合には、外国流に轢かれ損になる恐れがあるか

ら絶対に車道を歩かぬこと というもので、必ずしも正確でない情報が流されています。

この頃、三田警察署から区長宛に「連合軍最高司令官より武器を引き渡すように、と命令が出たので、一般個人、学校、公共団体で漏れなく十月七日までに三田警察に提出すること」と通知を出しています。

武器の種類は▽軍用銃砲（小銃、拳銃、仕込み銃）▽刀剣（軍刀、指揮刀、その他一切の刀剣）▽軍用火薬（弾薬、手榴弾）など。ただし美術的、骨董的価値のある刀剣類は、警察に登録をしてその筋の指示を待つことになりました。

二十一年二月インフレ防止策として金融緊急措置令を出し、旧円を封鎖、新円に切り換えて、預貯金の払新紙幣に交換
い出し制限を行いました。このとき前田健蔵農業会会長から区長にあてて

「非常金融緊急措置令により、三輪町農業会は金融機関の指定を受け、新紙幣の交換取り扱い並びに、近く実施される、財産税調査の預貯金等の事務を行うことになりました。二月二十八日に町役場で開かれる区長会で詳細打ち合わせを行います、時期が切迫しているので、とりあえず町内の各金融機関と協議の上、分担地域を決めました。なるべく指定の日時に、区ごとに一括（または隣保単位）で、各関係書類を取りそろえてお越しく下さい」という通知がありました。

新紙幣の交換期日は二月二十五日から三月七日までとなり、農業会扱いは混雑を避けるため日割りを指定しています。各区ごとの交換場所は次の通りでした。

神戸銀行駅前支店Ⅱ三輪、三輪第二区、春霞園

三輪郵便局Ⅱ縄手、溝北

日本貯蓄Ⅱ新地、駅前、上河原、軍人療養所

農業会Ⅱ下田中、桑原西、桑原東、高次（以上二十六日）

志手原、香下、成谷、山田（以上二十七日）

川除、大原、虫尾、尼寺（以上二十八日）

なお、旧紙幣の強制通用期限（現金流通最終日）は三月二日までで、旧紙幣の預貯金預け入れの最終日は三月七日までと

なっていました。戦後数年間は、通貨の価値と物品との格差が大きく変化し、区民はインフレに苦しみました。

懸命に食糧増産 戦争が終わっても食糧事情はなかなか好転しませんでした。二十年九月、三輪国民学校で「補食資源懇談会」が開催されています。このときは三輪町、有馬地方事務所、県農業会有馬郡支部、県補食資源活用協会の共催

で、この日、のちに兵庫県知事となった同協会の坂本勝理事長も出席しています。この年は三十六年ぶりの凶作でしたが、翌二十一年には豊作に恵まれ、米の配給も一人一日二合一勺から二合五勺に増加されました。

また、二十七年頃になっても、河川の堤防や河川敷を無断で開墾して、農作物の栽培をしている人があります。このため、三田土木出張所では三輪町長を經由して各区に次のような通達を出しています。

一、現在耕作中の農作物は、三月三十日までに撤去し、原形に回復すること
一、三月二十日以降の耕作中の農作物は、当所において適宜処分する

一、河川法違反者のある町村については、河川愛護観念なきものとして河川に関する工事は原則として取り扱わない
一、河川法違反者は、河川取締規則の規定により、罰金または拘留等の処罰に処す

というものでした。この頃になっても、都市からは少しでも食糧や住宅事情の良いところへ住みたい、という希望が多く、当地への転入者も増加していました。しかしこの人口増は、町にとって水道の給水計画に支障をきたすほど頭の痛い問題でした。また、農地を持たない市街地の人達も食べ物に困り、なりふりかまわず空き地を利用して農作物を栽培しました。この通知は当時の庶民が必死で食糧不足を解消しようとした様子がうかがえます。

依然として 戦災で工場が焼け、原材料の不足、わずか統制機関の在庫品、連合車から返還の旧軍需物資などの配給が品不足続々 りました。しかし、これらの衣類も戦災者や引揚者に特配されて一般人にはほとんど配給されず、切符はあっても現物の裏付けはありませんでした。

終戦の翌月、戦災者や引揚者に対し、寝具、衣料、食器が払い下げられました。▽寝具Ⅱ掛布団、敷布団、座布団、▽衣料Ⅱ袴、単衣、綿入れ、肌着、▽食器Ⅱ茶碗、湯飲み、大中小皿、椀などで、九月二十八日までに役場へ印鑑と戦災証明書

を持つていくことになっていました。

翌年一月にも戦災者、引揚者で寝具衣料に不足し困窮している家庭を対象に、多家族には二枚券、小家族には一枚券、毛布、チョッキ、背当てが配給されることになりました。町役場から区長に実情を調査のうえ適宜配給してほしいというものでした。三輪区の割当は、毛布六十一枚（一枚券四十三枚、二枚券十八枚）、チョッキ十二枚、背当十四枚でした。購入場所は三田町本町にあつた有馬郡生活必需品小売統制組合で、品物を手に入れるには、現金に購入券を添えて罹災証明書を提示しなければなりませんでした。

戦後の混乱で娯楽も少ないなか、二十年十月三日午前九時から三田中学校で、県主催の「県民慰安相撲大会」が開催されました。区民のなかの遺家族、動員学徒、戦災者、増産貢献者、林産功労者らに優先入場資格者に券を配布しています。

一方、戦後の学制改革で新制高等学校の設備充実資金を獲得するため、一枚二十円で「学校宝籤」が発行され、三輪町に千三百五十枚の割当てがありました。そのうち三輪区が三百枚消化し、三月末までに六千円を町収入役に届けています。

二十四年頃になつても、三輪区から三輪町配給係に育児食六十二個申し込んだり、また畳表の配給を受けるため八軒の受配者名簿（配給券七枚、畳表四十二枚）を報告しています。

主要食糧の配給については、二十五年十一月から消費者の自由選択となり、フリークーポン制が実施されました。各組ごとに主要食糧通帳をとりまとめ、役場でフリークーポン券の交付を受けました。実施品目は、パン、生めん、ゆでめん、乾麺類でした。三輪区内の登録店は▽乾麺類と小麦粉は常深商店▽生麺ゆで麺は常深、扇野、尾谷商店▽パンは扇野、園田、東、常深、広田商店と上野の山門商店でした。

衣料配給制度はようやく二十四年頃に好転、二十五年三月に統制が解除されて切符制も廃止されました。

砂糖の最

終配給

戦時中、砂糖の輸入が途絶え、国民は甘みに飢え、貴重品になっていましたが、戦後少しずつ出回るようになった。二十五年十一月の区有文書に区民に回覧した砂糖配給の通知文があります。価格や量は一般用、乳児、妊婦等対象者によって異なっています。

家庭用以外は一斤当たり四十二円五十銭

家庭用 一人当たり 一カ月 〇・五〇斤 (十九円三十銭)

乳児用 人工 〇・五〇斤

混合 〇・五〇斤

母乳 〇・五〇斤

妊婦用 〇・七五斤

二十六年十二月になると、家庭用、乳児用砂糖の配給があつても、指定の期日までに買に行かない家庭が多くなつてきました。小売店、役場ともに月末の配給完了報告作成に支障が出てきたので、町役場では、期間内に購入するよう呼びかけています。これは配給の砂糖より、店頭で自由に見える砂糖の方が安くなつてきたことを示しています。

長年にわたつて実施されてきた砂糖の統制は、二十七年三月末で廃止されることになり、三輪区内でも二月末に最後の配給がありました。価格はぐんと安くなり一斤当たり六十八銭で、家庭用一人一カ月〇・五斤の配給でした。

講和、町制二十 敗戦後は国旗「日の丸」の掲揚が禁止されていましたが、二十四年にマッカーサー元帥から、国内で国
五周年記念行事 旗を無制限に掲揚することが許可されました。三輪区内で祝祭日に日の丸の旗が揚げられたのはこのときからです。

二十七年五月に「講和並びに町制実施二十五周年記念行事」が行われました。これに先立ち、山見総代(区長)から泉町長と国家地方警察兵庫有馬地区警察、竹元忠利署長に道路使用許可願いを出しています。

三輪区ではこの記念行事を祝福し、五月四日は午後八時から十時まで花御輿。翌五日は午前八時から午後十時まで、三反幟を二流れ、一丈幟を四流れ立てて、講和音頭を合唱しながら大太鼓、鐘の伴奏で、約百名の区民が練り歩きました。

経路は三輪神社前から繩手、駅前、新地を経て三田川(武庫川)北岸を通り新町、桶屋町を通過して三輪町役場前で万歳を三唱し、三輪神社に帰着しています。警察への道路一時使用願では「新地まで行ったあと逆コースを通る」となっています

が、コースを変更したのでしょうか。

2. 大洪水と防災対策

正宗堤防 昭和二十年十月九日、戦後初めての三輪神社秋祭りの日、阿久根台風の記録的な豪雨のため、武庫川左岸の通が決壊 称「正宗堤防」が決壊しました。この場所はたびたび決壊するので、良く切れる「名刀正宗」をもじって地元の人からそのように呼ばれていました。

このときの豪雨で有馬郡内で死者四人、行方不明七人の大被害を出しました。十月八日から十一日にかけての連続降雨量は四百九十八^{ミリ}で、なかでも八日の雨量は一日で二百三十^{ミリ}を記録、時間最大雨量六十七^{ミリ}、という激しい豪雨でした。

はじめのうちは増水した濁流が古城川の合流点から三田方面へ流れ込み、下山、鍛冶屋町、本町、三田新地方面の家屋が浸水しました。当時の武庫川は川床が高くて、駅前通りなど市街地に降った雨は内水がはけず、下流から逆流してきました。九日午前八時頃になると、危険水位を越え、駅前通りは約一^{メートル}ほど浸水しました。

その直後、車瀬橋上流の通称「正宗堤防」が約六十^{メートル}にわたって決壊しました。このため三輪区では町役場付近から南の家は浸水し、縄手区の低地では軒下付近まで濁流が流れ込みました。町役場では、正午頃になって消防器具庫に保管してあった舟を出し、役場前から浮かべて、職員が二、三人乗って市街地の調査に出ました。三輪踏切の線路付近は濁流の勢いが速くて渡れず、ロープで綱を渡してそれにつかまって、やっと渡るといふ状態でした。

三輪農業会の倉庫で米俵が水浸しになっていたのを引き上げ、緊急救護米として役場に持ち帰りました。当時は食糧不足で米の取り扱いも厳しかったので、電話で県の許可を得て炊出用に使いました。このとき兵庫療養所から米四俵と漬物二樽の寄贈を受けました。婦人会の人たちを動員して、水に浸かった玄米にソーメンを混ぜて炊いて「握り飯」にしました。それに漬物を添えて、手分けをして三輪小学校に避難していた約二百人をはじめ、舟に積んで市街地の浸水家庭に配られました。

た。午後五時頃から水勢も弱まり、水がひきはじめました。同八時頃になってようやく水は全部引きましたが、その跡には土砂や泥土が堆積たかづみしていました。

このときの雨で有馬郡内では、国鉄（ＪＲ）福知山線の生瀬なませの鉄橋が流されて、不通になったほか、神有電車（神戸電鉄）も全線不通となりました。また、武庫川の高砂橋、殿様橋のほか山田川の橋なども八本流されました。

このように大きな被害をもたらしたのは、記録的な豪雨による天災ともいえますが、戦時中に軍の命令で松根油や薪炭産のため、山の木を切り倒したり、堤防も食糧増産のため側面を掘り起こしたことによる人為的な災害であったともいえます。三田特産の「三田マツタケ」は、近年、生産量がめっきり減っていますが、この年は大豊作でした。

水害防除組 翌二十一年と二十三年にはこんどは大旱害を繰り返し、さらに二十二年、二十四年七月にも豪雨出水があり合を結成 ました。二十六年九月に、度重なる災害を何とか解消するため「三輪町水害防除対策期成同盟会」が結成さ

れました。対象区域は三輪区南部など被水害地域の住民で、目的は、河川の改修改築並びにこれに付随する諸施設を改良、補修し、水害を防除しようというものです。区有文書によると、同期成同盟会は三輪町に対して

「約四百戸の家屋（住宅、商店、会社、工場倉庫等を含む）は毎年のように浸水し、床上浸水も年一、三回に及び、約九十町歩の田地も莫大な被害をこうむっています。近時、特に周辺の山林乱伐に伴う被害も拡大し、三輪町の発展を阻害するだけでなく、国鉄三田駅をかかえている関係上、郡全体の交通の要衝をふさぐことになっています。早期の改修補修を」と陳情しています。

警鐘台と防火用 水害や火事等災害を早期に見つけて、区民に知らせ初期に対応することが、災害を最小限に防ぐ大きな水の設置を陳情 ポイントになります。その手段として三輪区では二十三年九月に警鐘台を建設しています。事業費は、警鐘台一万九千九百二十円、ホース四千円、接ぎ手一組六百円、計二万三千六百九十二円でした。

二十六年十月、干天のため各地で火災が頻繁に発生しており、三輪町では「細心の留意をもって予防に努め、相互間に緊密ある協力を。また監視人のいない焚き火は絶対しないこと。防火用水の設備をすること」などと呼びかけています。



防火水槽の設置

当時、区内の防火用水の普及率は低く、二十七年十一月、三輪区長から三輪町長に宛てて三輪本通りに防火水槽の設置を陳情しています。これは、松山用水路に平行して洗い場がありますが、道路脇に幅二尺、長さ二・五尺、深さ一・五尺の水槽を設けてほしいというものです。

近來、町当局の努力によって、消防団の装備が改善強化され、感謝に堪えないのであります。しかしながら、防火用水施設の現況を思うとき、有事の際、慄然たる思いがします。三輪区においても先年、車両工場火災の苦き経験に鑑み、親意用水施設の充実に努めつつあるのですが、未だ全計画の実現にいたらない現状であります。この付近は家屋が密集した市街地の中央部に位置し、利用地域は三輪区、縄手区、溝北区の広範囲に及ぶ高度の利用価値を有するものであります。この計画は地元町民多年の宿願でありまして、その実現を希望する多数町民の熱意を本陳情書に託し、嘆願する次第であります。

文末には三輪区長と関係地区代表者、それに縄手区長と溝北区長が陳情書の趣旨に賛同して署名しています。

その後、三輪区では財産区の財源を活用して区内（六カ所）に防火水槽を設置しています。

その後、この警鐘台は三十二年頃に改築、消防団員たちは資金獲得のために旧三輪中央公会堂（のち市仮庁舎）で、かしまし娘や砂川捨丸の漫才大会を開催、郡内から大勢の観客が詰めかけ、大成功。台の基礎等は団員が奉仕で行いました。

3 ゴルフ場再開へ

陸軍との賃貸 二十年九月上旬に、三輪町長から区長宛に上野の土地借り上げ契約解除の通知がありました。「大阪陸軍兵器補給廠において借り上げ中の土地（山林）は、本月三十日を以て、契約を解除する旨通知ありましたので関係者に伝達してください。借り上げ代金は手続き中です」

また、ゴルフ場跡地の伐木払い下げについて大阪陸軍兵器補給廠三田常駐班から区長あてに

「首題の件に関し、至急指示致度につき、九月二十六日午前八時三十分（不在の場合は責任ある代理者）、当班事務所まで出頭相成りたく」という連絡が入りました。九月末の契約解除に当たって、同補給廠では敷地内にあるものを処分しようとしたのでしょうか。しかし、その後、しばらくの間、上野の山林は引き続き同補給廠で引き続き借用されることになり、松茸の採取については関係者に限り、十月五日から十一月三日までの間、差し支えないという連絡がありました。

三田ゴルフ場跡地は、その後、三輪町長の斡旋で、二十年十二月十五日に、住友商事の前身である日本建設産業株式会社、工場従業員用の食糧自給農園として、賃貸することになりました。この土地は夏は乾燥し、冬は地中の水分が凍結してしまう赤土のやせ地です。当時は肥料も十分ではありませんでした。数々の悪条件が重なって当初に予想していたほどの収穫もなく、同社から契約期間の半ばで借地返還の申し出があり、結局、双方が合意の上、未墾地と既墾地の契約を解除しました。

農地転用の危機

戦後の食糧不足の深刻化と、海外から引揚げ等による急激な人口増に対処するため、昭和二十一年十月に自作農創設特別措置法（農地改革）が成立しました。この結果、地主は解体され、小作農は自作農となりました。

そして農耕用に使用できる土地は、次々と開放されていきました。また、原野等が農地として開拓適地の判断が下されると、国が買い上げて自作農特別措置法によって開拓団を入れることになっていました。



吉川副知事も現地を視察
(前列中央)

じ、年々相当の区費を投じて、砂防に努力してきたところ です。

開拓反対の理由として①土地が強度の酸性である②耕作作用の水源がない③霜の被害が大きい④現存している山林を切り払うことによつて、下流の田畑に水害や干害等の被害を与える危険性がある一等をあげ、満場一致で開拓反対を決議しました。

そんな昭和二十四年秋、兵庫県農林部開拓課から三輪町農地委員会を通じて「三輪、成谷両区有の上野方原の原野を農地として解放するため、調査したい」と申し出があり、数回にわたつて現地で適地判定が行われました。その結果、「上野方原の未墾地約五十町歩の開拓入植を行うように」と三輪区に指示がありました。

戦後、有馬郡内の丘陵地では、本庄村の旭開拓、広野村の淡路開拓などが次々と開拓地に認定され、入植者達によつて開墾され、農地に変わつていきました。当時、食糧事情の最も急迫したときであり、国策上その必要を認めなければならない情勢下であり、上野方原の山林も農地法によつて買収されることがほとんど決定的になっていました。

驚いた関係区の役員たちは、三輪、成谷両地区から上野方原地区土地問題対策委員を選出し、委員会で善後策を協議、さつそく十月十三日、緊急の関係者会合を開きました。

今回、農地に開放の指示があつた三輪、成谷両区所有地の上野方原は、明治・大正以来、区民協力のもとに地区有林の濫伐を禁

開拓地反 二十四年十月には、三輪町農地委員会、河脇幸次郎から山見区長に「上野の開墾地は、県開拓課で未墾地とし
対運動 て買取することに方針が決まったので、入植、地元増反希望者の方は農地委員会へ連絡してください」という

通知が届きました。そして開拓課への申し込み手続きまで示されました。

それを受けて十月十五日付けで、関係者が連署して「絶対に開拓地として処理されないよう」と、反対理由と同地の利用計画として植林と林間牧場の経営をあげ、県へ開拓反対の陳情書を提出しました。このとき署名したのは、当時、三輪町上野方原地区未墾土地管理者であった泉常次郎・三輪町長と上野地区土地対策委員会代表者だった山見理一・三輪区長と小西要・成谷区長でした。

この陳情のとき今後の利用計画として、まず第一にあげたのが植林計画です。上野力原は市街地にも近接し、地理的にも便利なため、戦中、戦後を通じて無計画にこの付近の山林が切り倒され、それらは阪神間や地元の消費燃料として使われました。その伐採量は莫大な数量に上り、近くの山林はほぼ丸裸の原野となりました。これらの濫伐のため、森林資源は極度に不足し、地元民は燃料にも困る状態になっていました。戦時中に住友伸銅が開墾した一部の土地に対しては、今後、五カ年継続事業で、針葉樹または潤葉樹を毎年二万本合計十万本の植林を実施する計画を立てました。

次にその植林を利用して林間牧場を経営することをあげました。水利が不便で生産性が極めて低い未墾地では、麦やいも類等の栽培を行うよりは、むしろ全区域に生い茂っている雑草を利用して林間牧畜を経営しようというものです。三輪と成谷両地区で共同事業として酪農計画を立てました。

対策委員会では、酪農経験者と別途協議の上、搾乳牛、育成仔牛、農耕牛、肉牛の導入を考えました。また、種牡の種付け、搾乳の指導、育成牛の幹旋や委託成牛の販売並びに肉牛の肥育、生産、牛乳の処理を行う計画を立てました。さらに酪農組合組織による生乳の共同出荷共同加工等を行い、地元産業の開発と動物性蛋白質資源の確保普及を図ろうとしました。販路としては、約二万人の人が住んでいる三輪・三田両町と、国立兵庫療養所及び春霞園入院患者など牛乳の需要は多く、酪農発展の立地条件は完全に備わっている」と計画案をまとめました。

この頃、三輪町から選出の平井二郎・県農業委員（香下）の斡旋で吉川副知事に「開拓地反対」を陳情、副知事は「実情視察に行く」ことを約束し、後日、上野が原の現地を見て回りました。関係者たちはこの地は農耕の適地でないことを主張し、三輪町当局、農地委員会、町議会の協力も得て粘り強く反対運動を続けました。

その後、県開拓委員会では、県繊維会館で開催した会合で三輪・成谷の開拓地問題を提案しました。このとき有馬郡広野村淡路開拓の円丁誠一組合長が「今まで県下の各地を開拓したが、水害、干害等のために初期の成果が上がらないこともあった。土地の利用方策は地元の要望を受け入れ、その実施については地元町長、県農地委員の方策に任すべきではないか」と意見を述べました。その後も山見区長らは根気よく反対運動を繰り返した結果、県では地元の熱意と意向を全面的に受け止め、これらの運動が実を結び、遂に開拓計画は取り止めになりました。

やっと危機を乗り越え、二年半におよぶ上野が原開拓地問題も終止符を打ちました。このとき、三輪区の役員は、特に山見区長の献身的な努力に対して感謝状を贈っています。その内容は次の通りです。

貴下は農地改革の施行により三輪区所有の大道ヶ平上野原野が開墾其他諸種の土地利用に付き各方面より懸案が長期に亘り輻輳したるにも拘わらず土地の高度利用に専念され且つ法的理解を以て現利用の将来性を嚮望し鋭意解決に努力され今回従来のまま土地利用の高度化を計り得るよう満足すべき理解を得ましたことは誠に貴下の努力の賜と深謝する次第であります茲に記念品を贈り厚く感謝の意を表します

昭和二十六年八月五日 三輪区一同

三輪区長 山見理一殿

結核コロニー この頃、上野の山林の利用について、兵庫療養所に入所していた結核患者の有志が、上野に結核コロニー建設の計画も 施設の建設を計画し、三輪区に土地の借用の申し入れがありました。計画では当初借用地の形式をとり、時期を見て厚生省に買い上げてもらおうというものでした。その構想によると、

▽土地建物は国立兵庫療養所に隣接する元ゴルフ場南端、三輪町口オ木畑の三反歩の土地を年六千円で借用し、また、住宅用地、農耕畜産用として三輪区所有の土地を約二町歩にわたって貸与を受ける▽作業内容は、機械、木工作业補導所を開



戦後再開当時のコース作業風景

設し、その他竹細工、ラジオ、時計修理等の技術習得▽入植資格は近畿一円の療養所、病院の結核患者で、職業補導所に入所し病状体力に応じ適職を身につけ、コロニーで自立生活につける者▽資金面では七月に第一回共同募金三万円の配分を受け、神戸教会から三千元、三田保健所から四千五百円、映画収益金二万三千元を受ける▽第一回の入植は二十四年十二月で、比較的体力のある三十人が入植し、三年後には百人とする

しかし、この結核コロニー計画は、県民生部が、宝塚市にある既設の厚生園に移るよう指導し、構想の段階で中止となりました。

酪農組合 地元の陳情が突って開拓が中止になったので、今度は県に提出した利用計画案を実現しなければならぬことを結成 ました。まず旧三輪町内の六十数名で酪農組合をつくりました。また牛の肥育のために草地を作るのだという

ことで草地農業研究所を設けました。しかし、結局、素人の酪農経営であったのと、水源がないため、事業の継続はできなくなりました。しかし県などに運動して酪農を始めましたので、急に酪農を取りやめることはできない状態でした。なんとかよい方法がないものかと模索を続けました。たまたま日本建設産業が上野を引き揚げるとき、酪農に意欲を燃やす木下正一牧場主の推薦を受けました。目新しい土地利用も見当たらないまま、一部賃借地を残して、二十五年一月に木下牧場主と酪農地として賃貸借契約を結び、酪農経営が始まりました。

しかし、自給飼料に初期の収穫がみられないこと、乳価が安く採算が取れないことなどの問題点も出てきました。二年経過しても初期の成果が上がらないように見受けられた頃、三輪区では「事情が許すなら、再びゴルフ場として再開することも一つの方策である」と方針が出されました。

再開へ向 一方、戦時中に当局の命令で、やむなくゴルフ場は閉鎖に追い込まれま
けて折衝 したが、戦後ゴルフ場開設の制限もなくなり、佐藤は、約二十年前に実



9番ホール付近での牛の放牧（昭和26年4月）

現した自分の夢を再び実らせたい思いにかられていました。ゴルフ場跡地が荒地状態になっているのを見かねて、当時、神戸電鉄社長だった小林秀雄に

「世の中も少し落ち着いてきたので、三田ゴルフ場を再開したい。なんとか力になってほしい」と頼み込みました。

小林社長は「三田は電鉄の終着駅でもあり、ゴルフの再開で観光の発展にもつながる。できるだけ努力しましょう」と積極的にゴルフ場再開に向けて協力を惜しみませんでした。

その後、三輪区では、正式に神戸電鉄の小林社長からゴルフ場再開の申込を受け、区では、特に三輪町、酪農組合、木下牧場主らと再三接触し、関係者の了解を得てゴルフ場の再開に向けて動きました。

しかし、現実にはクラブハウスやコース内に牛が十数頭いて、ゴルフを再開できる状態ではありませんでした。ゴルフ場関係者は、木下牧場主と話し合いを重ねた結果、クラブハウスの明け渡し、牧場の閉鎖、移転費を支払い、契約を交わしたあと、クラブハウスを明け渡してもらい、コースの復旧作業を行いました。

再度ゴルフ場 昭和二十七年十一月二十三日に第一回発起人会を開き、新しい経営と賃貸契約 組織のもとに出発し、翌二十八年一月三十日に泉常次郎三輪町長と

小林秀雄神戸電鉄社長との間で「上野ガ原ゴルフ場土地賃貸借契約証書」が交わされています。泉町長が契約に当たっているのは、区有の土地（現財産区所有）の管理者は、法律でその土地の所属する町長となっていたからです。このとき土地所有者権者代表の山見理一区長が立会人をつとめました。それによると

土地賃貸契約証書

賃貸人、三輪区有財産と成谷区有財産の管理者、泉常次郎三輪町長▽賃借人、三田ゴルフ場発起人代表、小林秀雄（神戸電鉄社長）▽三輪区所有の大道ガ原の原野等四十五・五町歩▽成谷区所有の同、四・五町歩

このうちから春霞園入口の牛乳処理場敷地等を除く▽賃貸料は二十八年度は三輪区が五万二千五百円、成谷区が六千五百円となつています。

このとき両者で交わされた「覚書」があります。それによると、

上野が原土地開放問題が相当長期にわたり紛糾したのは、治山治水の面をいかに解決するかが根本問題であつた。木下氏の酪農経営によつて酪農基地としての構想が実現し、その将来を待望して漸く落着した。今回のゴルフ場再開は、酪農とゴルフとの並立のもとに契約せられ、地方開発のために一大壮挙ではあるが、直接下流地域の成谷区にとつては、再び急出水の災害にさらされる事態に逆転する可能性がある。関係水田地帯の被害防止と安全を計るためには、直ちに治山治水対策を樹立して、安定を期することが急務である。また三輪町酪農組合が基地牧場として活用する方針で、既に同地に百五十万円の経費を投じ、牛乳処理場を建設しつつあるとき、ゴルフ場問題の出現により、三輪町酪農組合の将来発展の基本方針が著しく縮小され、酪農組合としては最大の脅威である。故に基地縮小に代わる方策を考慮して、酪農の振興を計ることが残される問題である。右の理由によりゴルフ場土地賃貸借契約に際し、左記条項を協定する。

一、賃貸借関係 三十年以降のゴルフ場賃貸料については、賃貸人側の意思を尊重して協定する。(一、三項略)

以上協定条項の履行を証するために本書を以て覚書とする
というものです。

三田ゴルフクラブ そして二十八年八月八日に名称も新しく「三田ゴルフクラブ」として再開場しました。コースは有馬富士クラブで再発足 に向かつて自然の景観を生かし、戦前の面影を残した風格のあるゴルフ場として評判を呼びました。再開後、土地賃貸借の契約条件や期間等種々変更をみていますが、基本的には戦前のゴルフ場貸与と同じ形態をとりました。

コースは戦前に比べると、県道から西の敷地は利用できなくなり、やむなくシヨートホールの多いコースとなつてしまいました。当時のヤーデージは、アウトが二、三五一ヤード、インが二、一九八ヤード、合計四、五四九ヤード、パー六六でした。入会金は法人会員が一口五万円、個人会員が三万円、当時会員が二百名ぐらいたと経営が成り立つという計算で再開しました。



再開当時のクラブハウス

ところが、再開してみると、クラブハウスを立ち退く際、木下牧場主とゴルフ場側との話し合いの件で食い違いが起き、牧舎からひもで繋がれた牛がフェアウェイまで出てきて、プレーができないう状態が続きしました。その後、何回となく話し合いが重ねられましたが、どうにも話がつきませんでした。結局、訴訟にまで発展し、法定での争いが延々と続きしました。昭和五十四年三月に福中一民市会議長の調停で、和解が成立。二十数年に及んだ訴訟も、木下牧場主が「酪農経営をやめて立ち退き、今後ゴルフ場に対して一切異議を申し出ない」ということで、ようやく解決を見ました。

三田ゴルフクラブは、その後、昭和三十二年の拡張工事のあと、十一月には関西ゴルフ連盟に再加盟。三十八年の第二次拡張工事等積極的な整備改良をすすめた結果、現在では十八ホール六、四九六ヤード・パー七二の堂々としたコースとなりました。クラブハウスも昭和四十年に改築し、平成二年の増築により三千三十六平方メートルに整備されました。現在の会員数は千二百九十六名、老若男女を問わず楽しめるゴルフコースとして、多くのゴルフ愛好者から親しまれています。

戦後、開拓地転用を免れ、ゴルフ場として再開できたのは、地元の山見理一三輪区長・小西佃成谷区長、平井二郎県農業委員をはじめ、ゴルフ場関係者のたゆまぬ努力の賜といわれています。



戦後開場まもない頃の三田ゴルフ場（左端中央付近が旧クラブ）

4. 町の模様

婦人会と 二十四年五月に三輪区婦人会が再結成されました。会員は二百五十四人で、決算額は収入が一万八千五百五十青年会と 八円で、支出は一万二千五百二十円でした。収入のうち一万二千四百円は町婦人会へ納める会費です。収入を得るため映画会を開催し、その入場券の販売手数料が四百九十円で、町より引揚者招待のときのお茶代として三百円受けています。区婦人会だけで独自の活動は特になく、備品としては喪服一着と湯呑み茶碗三十個でした。二十八年度の決算では、収入が六万九千五百二十二円、支出が七万三千六百四十五円と急増していますが、このうち慰安旅行費用が六万五百七十円を占めていますので、実質的な活動は限られていました。

また、青年会も活動を復活しています。二十六年四月の「三輪区青年会会則」によると、会の目的は、「会員各自の修養を旨とし文化的、民主社会の建設に寄与します」とあり、会員の資格は三輪区に在住の満十四歳から二十四歳までの青年男子となっています。事業は氏神祭祀に関与していました。

道路の改修

県三田土木出張所では、二十六年八月に三輪区内の県道神戸―豊岡線の道路改修をおこなっています。このとき「道路改築計画（総幅員七.5m）」に基づいて測量を実施するので、沿道用地で測量の杭打ちや、拡幅にかかる樹木の伐採について協力してほしい」と通知しています。

また、三輪区では二十七年七月に区独自の「開発土木五カ年計画」を次のようにまとめています。

▽将来変更を予想されている神戸豊岡線については、三輪神社前を東へ通じる町道を拡幅し、下田中広瀬橋に至る間に三田駅と直結の一線を設ける▽現在、屈曲の多い横山峠の線を廃止して、下田中から山崎鼻を迂回し、道場町に至る路線を新設する。この二点が三輪町の発展につながるとしています。

この頃の道路は未舗装で、その維持管理等については地域住民に協力を求め、毎年コンクールを開いていました。三輪区



草場地蔵

は二十九年十二月に大西町長から道路愛護で三等賞の表彰状を受けています。表彰内容は

「全力一致、道路愛護の精神に徹し、その作業を実施して成績優秀で他の模範とするところである。よって金一封を贈り、ここに表彰する」というものです。

草場地蔵の 草場地蔵は三輪小学校の西、十四組の字草場にあります。厨子新調 毎年八月二十四日に組内の住民が多数集って大祭を開いています。

江戸時代に廃寺となった慈照院の地蔵尊二体は来迎寺と横山のお寺に預けられていました。その後、横山のお寺に預けられていた地蔵は、昭和二十七年に白井庄太郎らの發議で元の慈照院に近い現在の場所にもどし、草場地蔵と呼ばれるようになりました。

土地は竹井嘉一郎の好意で無償で借りて、大工、藤田作一が厨子の材料、左官、梶秀雄が基礎、小谷秀夫が厨子工作、白井庄太郎らがその他費用を負担するなどして隣保の人たちによって厨子を新調しました。九月二十四日の開眼供養は横山地蔵庵の根来真円が勤めました。

その後、横山墓地で永年お墓の清掃草引きなど墓守を続けていた根来ゆき子が、草場地蔵に毎年一万円のお供えを続けていました。昭和六十一、六十二年には「百歳までの分」として寄付した二十万円を合わせると、合計で五十万円にのぼり、その寄金で高さ、幅、奥行きとも約一・二尺の檜造り、銅板葺きの厨子を作りました。平成元年八月に十四組の十九世帯の区民たちが集まって、地蔵尊前で厨子の完成を祝い、その後も毎年歓談しています。母乳がよく出る地蔵尊として親しまれています。草場地蔵のご詠歌に「もえいずる草場におわす地蔵尊、すがれもろびと慈悲のみそでに」 峯洋

その他、三輪本通り三木屋前にあった地蔵は、三輪交差点(白井石材店そば)へ移転して辻地蔵として祭り、その後、国

道改修で大井元北側に移転しました。昭和初期頃までは毎年盛大に地藏盆踊りが行われていました。

上野郵便 上野に病院や住居が増えてきたため、小川・兵庫療養所長と工藤・春霞園長が近畿郵政局に「上野に郵便局を局が開局 設けてほしい」と陳情書を提出しました。

これを受けて二十八年五月、三田郵便局、梅垣為治局長から杉内義夫区長に、郵便局開設について土地の提供協力の依頼がありました。その内容は次の通りです。

「上野には二大療養所がある上、日通、関西電力、川崎重工業の三療養所も最近竣工し、また付近に志手原など六集落がありますが、通信機関の設備がありません。国立療養所等から設置申請もあり、利用上もとても便利と認められる春霞園口バス停留所前に、当局上野分室を設置し、郵便為替、貯金、電信、電話等まで取り扱いたいと目下考慮中ですが、敷地入手上困難を来しています。つきましては三輪区の土地が最適であると認められますので、ぜひ借り入れ方について特別のご高配をお願いいたします。なお建築物は二階建約二十坪で、敷地は四十坪ほどあれば好都合と存じます」

こうした陳情を受けた区では、古老や役員の意見を聞いて、協議の結果、申し出に協力することになりました。その位置は兵庫療養所バス停前に決定しました。二十八年八月に三田郵便局上野分室の建設工事が進められ、局員二名で業務を開始しました。取扱業務は郵便、為替貯金、保険年金、電信、電話で、郵便の集配事務は取り扱いませんでした。三十六年十月にこれまでの分室が三田上野郵便局に昇格し、郵政事務官の田村強が初代局長となり、局員も一名増員して三名になりました。

社殿の改修等と 二十六年五月に三輪神社社務所を修繕しました。総事業費は一万六千円。各区の負担金は三輪区が八千三田の正遷宮 円、新町三千二百円、桶屋町二千二百四十円、縄手区千六百円、成谷区九百六十円でした。出費は、セント・土管・瓦等諸材料費が七千九百二十六円、大工、手伝い等人夫賃が四千九百八十円などとなっています。

二十七年四月に菅公千五十年祭を祝う三田天満神社の正遷宮が行われました。このとき三輪区では隣町であり、またこれまでの慣行によって五反幟二本、手拭い幟二本と金一封千円を奉納しました。約六十名の区民が別誂えの浴衣を着て納めて

います。

収入の部は、寄付金一万三百円、酒五斗二升（内五升分換金）区費から二万三千七百三十八円。支出の部は、幟布地（ノイス十七反）献上金一封、飾り物用品、神官謝礼などでした。

また、二十九年十月、地家の太鼓を修理しています。収入は二万三千六百二十円（三輪の地家の氏子と成谷区の寄付）で、支出は二万八千八百二十円。その内訳は、提灯購入費一万八千三百八十円、水引募修理費三千四百四十円（黒白布地、糸代他）。差引千八百円は太鼓倉屋根葺き替えに充当しています。

大井元の この頃、大井元の屋根の修理が行われました。十七坪の全面葺き替え修理に要した工事費は二万二千二百四十屋根修理 円、内人夫賃七千円は隣保（三ノ一、二組）で負担しました。

大井之元組三組の戸数が急激に増えてきたので国道より大井之元に入る道路を境に三ノ一、三ノ二の二組に分かれました。当時三ノ一が十三戸、三ノ二が十一戸でしたが、その後三ノ一は二十六戸にまで増えましたが、現在で八戸となっています。

5. 行政組織の改編

自治体警 連合軍総司令部の指示に基づいて、昭和二十二年警察法の改正で人口五千人以上の町村には自治体警察を、警察が発足 以外のところは国家警察の二本立てで治安を守ることになりました。このため有馬郡内では、三田警察署が

廃止され、翌二十三年に三田町、三輪町を管轄区域とする自治体警察「三田町・三輪町警察組合警察署」と、両町をのぞく有馬郡一円を管轄区域とする「国家地方警察署兵庫県有馬地区警察署」が設置されました。自治警察の公安委員長には新区の歯科医、辻井卓郎が選ばれ、華々しく警察の民主化と地方分権をめざしてスタートを切りました。

昭和二十五年六月に高次枯木ケ元に庁舎を設けました。場所は、相生橋下流の榎公園北西の一画で、後に兵庫県土木事務所になり、現在の新地公会堂付近のところでした。しかし、郡内に二つの警察署が設置されたので、財政基盤の弱い町村にと

つては負担が大きく、不合理や混乱も生じてきました。

存廃を問う その後、警察法の改正に伴い、二十六年に町村自治体警察は、町村の住民の投票によって、任意に廃止でき
住民投票 ることになりました。区有文書によると、三輪町でも八月二十五日に開会の町議会で自警の存廃問題につい

て審議され、「財政、機能、運営並びに警察吏員の身分保障のほか、同一区域内に両警察の存置は不合理である」という意見が大勢を占めました。そして結局、三田町と同一歩調で進むことに意見の一致を見、自治警察の維持について住民投票によって決定することになりました。

投票日は、九月二十日の午前七時から午後六時まで。今回の投票は三輪町としては初めての住民投票でしたので、一般の選挙投票とは違って選挙運動も、啓蒙運動もなく、区民の関心は低調でした。町役場では乗権率が高い恐れがあるので、挙つて投票をして意思表示をするように呼びかけています。自治体警察存廃の住民投票の結果は、次表の通りでした。

三輪町	三田町	両町合計
賛成(廃止) 八七五票 反対(存置) 三八四票 無効 一八票	賛成(廃止) 一、七二六票 反対(存置) 二九六票 無効 一六票	賛成(廃止) 二、五九一票 反対(存置) 六八〇票 無効 三四票

住民投票の結果、自治体警察を維持しないことに決定。十月十五日限りで三田町、三輪町自治体警察事務組合を解散し、廃止することになりました。

解散記念品料 解散に当たって、両町から五人ずつ組合議会議員を出して一部事務組合を設けました。組合の議員によつて組合の財産であった高次枯木ケ元五二五―一の宅地三百三十二坪、同地の木造瓦葺き平屋家屋八十四坪問題が表面化

五合四勺や備品等を共同処理しました。物品のうち写真機、指教採取機、手錠等は国家地方警察兵庫県本部に無償譲渡。椅子、自転車、電話機等は三輪町、三田町に分けられました。このとき三田町へ配分された応接セット一組と、三輪町に配分された小型自動三輪車一台との間に評価額に差があり、三輪町から三田町に七千五百円を支払うなど公平を期しました。

ところが、このとき現金については、組合解散議会の議案とせず、申合わせて同警察関係者に功労金として支払われたことが明るみに出ました。このお金は同自治警察が、昭和二十三年頃から拾得物売却金を積み立てた二十七万七千五百七十七円二十九銭と、その利子一万二千九百七十七円四十九銭の合計二十九万四千四百七十六銭でした。このなかには戦後、自治警察がヤミ米を取り締ったときの米の売却金等も含まれていたということです。これを正式手続きも踏まずに、関係者だけで配分したことに住民が反発し、大きな行政問題にまで発展しました。

町長辞職要求 二十七年一月「自治体警察廃止による記念品分配問題」について、三輪区民総会を開催して、町長の「過去まで発展 去を改める」との言明を条件として、賛否投票をしたところ、次のとおりでした。

町長について

一、辞職を要望するもの 三八票

一、条件付きで留任を可とするもの 一九票

対警察組合会議員について

一、辞職を要望するもの 四一票

一、条件付きで留任を可とするもの 一三票

参加人員は、開始時の午後九時三十分現在、約九十名、投票時の零時三十分現在、五十七名でした。山見区長から泉町長に宛てた「自治警察廃止による記念品分配問題」について

「町長、町議会の釈明も遺憾ながら諒解しがたいが、今般の町政改善に期待するとともに仲上、西両町会議員の責任感旺盛なる行為と信頼して、次の条件を付して一応諒とする」。「仲上宗太郎、西一良両町会議員の辞職届は速やかに町長、町会

議長責任において、納得のゆく取り下げ方法を講じること」と申し入れられました。

解散経過報告

このとき三輪区総代（区長）名で「自警組合解散記念品料問題の経過報告」と題して区民に次のような文書が配布されています。主な内容は次の通りです。

町長、町会議員等が警察の押収したヤミ米の売却代金を自治体警察廃止の際、記念品料といって正規の手続きをとらず、しかも町民に公表せずに分配したとの疑惑がもたらがりました。いわゆる「自警組合解散記念品料」問題は、世論の高まりとともに、当局は事務手続きの不備を更正し、配分した記念品料を回収して予算措置をとって遺憾の意を表したのであります。三輪区では区民の希望により、当局の出席を求めて、区民総会で参会者の意向を賛否で求めたところ、町長、旧自警組合会議員の辞職を要望する者が七〇%に達しました。その後、三輪区から選出の仲上宗太郎、西一良両町会議員が、「町民に疑惑の感を抱かせるに至った不明朗な今回の措置と町政の前途を憂うる」という思いから、職責を自覚して辞表を提出し、責任ある関係者の反省を促すとともに、もって範を示したのであります。

この情勢の急変に対して三輪区では緊急役員会を開き、再び泉町長と藤本議長の来席を得て、その後の説明を求めて対策を審議しました。その結果、町長、議長の再度の説明にもかかわらず、いまだ釈然と了解しがたいのでありますが、「過去を改め、今後善処する」との言明を信頼して今後を静観することに決定。条件として前記両議員の辞表は速やかに町長、議長の責任において取り下げ方善処を申し入れました。両議員に対し再三辞表撤回の折衝が行われたのでありますが、辞意が強く、区選出議員の進退問題のため、総代（区長）に解決につき協力の依頼があったので、区民の意向を両議員に伝え、この旺盛なる責任感をもって一層町政に尽瘁せられるよう交渉したところ、区民の意のあるところを汲み、また、町長の今後の善処に信頼して、決然辞表を撤回されました。

問題発生以来、区民多数の支援のもとに、三輪区のとってきた措置は町民の政治的関心を高め、地方自治の発展向上に寄与するところ大なるものがあつたと存じます。またこの問題の摘発、真相の究明に不断の努力を続け、明朗な町政の実現に貢献された自治振興委員会に敬意を表するとともに、将来一層の活躍を期待いたします。ここにその結果をご報告申し上げ、惜しみなきご支援を贈られました区民各位に感謝の意を表します。二十七年二月 三輪総代（区長）山見理一、三輪区役員一同

解散に当たつてこのようない件もありましたが、二十九年六月に新しい警察署の名称は「兵庫県警三田警察署」として、三田町東区に設けられました。